

2023年5月24日

2022年度における適正手続の遵守状況の総括

企業会計基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「会計基準適正手続規則」という。）第30条に基づき、2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。

（適正手続監督委員会への委員会の報告）

第29条 委員会は、重要と認められる企業会計基準等の公表又は改正及び修正国際基準の改正の都度、又は適用後レビューの計画又は実施の都度、適正手続監督委員会に対して、別紙を参考に本規則の遵守の状況を書面にて報告する。

第30条 委員会は、原則として年1回、適正手続監督委員会に対して、対象年度における適正手続の遵守状況の総括を報告する。

II. 適正手続の遵守状況

2. 本年度における適正手続の遵守状況については、第3項から第10項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

審議テーマの決定

3. 本年度における新規テーマは、以下の企業会計基準諮問会議からの提言及び当該提言に基づくASBJによる審議により選定された（会計基準適正手続規則第22条第1項）。
 - 2022年8月1日に開催された第484回企業会計基準委員会において、「資金決済法上の『電子決済手段』の発行・保有等に係る会計上の取扱い」について、企業会計基準諮問会議から当該項目について新規テーマとして提言がなされた。この提言を受けて、同日の企業会計基準委員会において審議した結果、新規テーマとして取り上げることにした。

- 2023年3月8日に開催された第497回企業会計基準委員会において、「パーシャルスピノフの会計処理」について、企業会計基準諮問会議から当該項目について新規テーマとして提言がなされた。この提言を受けて、2023年3月22日に開催された第498回企業会計基準委員会において審議した結果、新規テーマとして取り上げることとした。
4. また、本年度においては、以下の新規テーマが緊急性のあるものとして、ASBJによる審議に基づいて選定された（会計基準適正手続規則第22条第3項）。
- 2022年12月16日に公表された「令和5年度税制改正大綱」において、グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の改正について方針が示されたことを受け、2022年12月26日に開催された第493回企業会計基準委員会において、「グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応」についてASBJ事務局から新規テーマとすることが提案され、審議した結果、新規テーマとして取り上げることとした。なお、グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応に関連して同規則第22条第3項を用いることについては、2022年11月29日に開催された第46回企業会計基準諮問会議において了承されている。

論点整理の公表

5. 本年度においては、論点整理は公表されていない。

公開草案の公表

6. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 実務対応報告公開草案第64号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」（2023年2月8日公表、2023年3月3日コメント期限、以下「実務対応報告公開草案第64号」という。）

【修正国際基準】

該当なし

7. 前項に記載した公開草案の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。
- 実務対応報告公開草案第64号

会計基準適正手続規則	遵守状況
公開での審議 原則として公開（会計基準適正手続規則第7条第1項）	企業会計基準委員会及び専門委員会の審議について、ウェブでの傍聴を認めた。
資料の事前送付 原則としておおむね1週間前に送付（会計基準適正手続規則第9条第1項）	審議資料は、企業会計基準委員会の5営業日前に送付されている。
公開草案公表の議決の状況 委員の5分の3以上（会計基準適正手続規則第14条第1項）	2名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。
公開草案の公表期間 原則として2ヶ月（会計基準適正手続規則第19条第3項）	税制改正に伴う短期的な対応であることを考慮し、会計基準適正手続規則第19条第3項に基づき、企業会計基準委員会の議決により公表期間を短縮し、2023年2月8日から2023年3月3日の約1か月間とした。
公開草案に寄せられた意見の公表 ホームページに公開（会計基準適正手続規則第19条第4項）	寄せられた意見を財務会計基準機構のホームページで公開した。

企業会計基準等の公表

8. 本年度に公表された企業会計基準等は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（2022年8月26日公表、以下「実務対応報告第43号」という。）
- (2) 改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等（2022年10月28日公表、以下「改正企業会計基準第27号等」という。）
- (3) 実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」（2023年3月31日公表、以下「実務対応報告第44号」という。）

号」という。)

【修正国際基準】

該当なし

9. 会計基準適正手続規則第 29 条では、ASBJ は、重要と認められる会計基準等の公表又は改正の都度、適正手続監督委員会に対して適正手続の遵守状況を書面にて報告を行うことを求めている。本年度、個別に報告が必要となる会計基準等及び公開草案はなかった。
10. 第 8 項に記載した企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況（公開草案公表以後の状況に限る。）は、以下のとおりである。

会計基準適正手続規則	遵守状況		
	第 8 項(1) 実務対応報告 第 43 号	第 8 項(2) 改正企業会計基準 第 27 号等	第 8 項(3) 実務対応報告 第 44 号
公開での審議 原則として公開（会計 基準適正手続規則第 7 条第 1 項）	企業会計基準委 員会及び専門委員 会の審議につい て、ウェブ会議の 傍聴を認めてい る。	企業会計基準委 員会及び専門委員 会の審議につい て、ウェブ会議の 傍聴を認めてい る。	企業会計基準委 員会及び専門委員 会の審議につい て、ウェブ会議の 傍聴を認めてい る。
資料の事前送付 原則としておおむね 1 週間前に送付（会計基 準適正手続規則第 9 条 第 1 項）	審議資料は、企 業会計基準委員会 の 5 営業日前に送 付されている。	審議資料は、企 業会計基準委員会 の 5 営業日前に送 付されている。	審議資料は、お おむね企業会計基 準委員会の 5 営業 日前に送付されて いる（コメント期 限が企業会計基準 委員会の 3 営業日 前であったコメン ト対応表を開催の 1 営業日前に送付 している。）。
再公開草案の要否に関 する審議 （会計基準適正手続規 則第 19 条第 5 項）	再度公開草案を 公表する必要性の 有無について審議 が行われ、再公開	再度公開草案を 公表する必要性の 有無について審議 が行われ、再公開	再度公開草案を 公表する必要性の 有無について審議 が行われ、再公開

	草案の必要性はないことが了承された。	草案の必要性はないことが了承された。	草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決の状況 委員の5分の3以上 (会計基準適正手続規則第14条第1項)	1名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。	委員の総数が出席し、全員の賛成により公表が承認された。	2名の委員が欠席したが、出席委員全員の賛成により公表が承認された。
企業会計基準等の公表に関する賛成状況 [企業会計基準及び修正国際基準] 賛成した委員と反対した委員の名前を記載 [企業会計基準適用指針及び実務対応報告] 委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載 (会計基準適正手続規則第14条第2項) [企業会計基準等及び修正国際基準] 反対した委員の反対理由を記載 (会計基準適正手続規則第14条第3項)	出席委員数と全員が賛成した旨を記載した。 また、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。	企業会計基準について、賛成した委員の名前を記載した。企業会計基準適用指針について、出席委員数と全員が賛成した旨を記載した。 また、企業会計基準及び企業会計基準適用指針について、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。	出席委員数と全員が賛成した旨を記載した。 また、公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。
公開草案に寄せられた意見と検討の結果の公表 ホームページに公開 (会計基準適正手続規則第19条第4項)	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。	寄せられた意見への対応表を財務会計基準機構のホームページで公開した。

以上